

# 固定資産証明等交付申請書

# 解説

草加市長 宛て  
次のおり申請します。

令和 年 月 日

## ①申請者(窓口に来られた方・郵送で申請される方)

住所	草加市中央1丁1番〇号		
フリガナ	ソウカ	タロウ	電話・FAX番号 080-922-****
氏名	草加 太郎		生年月日/西暦 大・昭・平 60 年 5 月 11 日

## ②証明・閲覧の対象となる所有者(登記簿上の所有者)

住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ 草加市高砂1丁目1番1号 草加マンション***号	法人代表者印 (個人は不要)
フリガナ	ソウカ	ハナコ
所有者名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ 草加 花子	

## ③物件所在地(登記簿上の地番・家屋番号) (マンションの場合、マンション名と部屋番号も記入してください)

所有物件の	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 草加市 高砂1丁目123-4 高砂1丁目123-5 家屋番号 高砂1丁目123-4-6 草加マンション***号
-------	--

## ④必要な証明・閲覧の年度 (最新年度を含め5年度分まで発行可)

令和  年度分

## ⑥必要な証明・閲覧の通数

評価証明書	土地	各 1 通	円	号
	家屋	各 1 通	円	号
公課証明書	土地	各 1 通	円	号
	家屋	各 1 通	円	号
課税台帳の写し (名寄帳)	土地	各 1 通	円	号
	家屋	各 1 通	円	号
所有証明書	土地	各 通	円	号
	家屋	各 通	円	号
諸証明 (無資産証明書等)		各 通	円	号
地番図閲覧 (郵送では申請不可)		冊		号
確定申告用 課税明細書		各 通	無料	号
預かり		円 合計	円 つけ銭	円
窓口	郵送			受付番号

## ⑤証明・閲覧を必要とする理由

登記  相続  税務署  
 売買  裁判所  金融機関  
 その他( )

所有者コード

**職員記入欄**

【申請者の本人確認】  
●1点で本人確認が完了するもの  
 運転免許証  パスポート  マイナンバーカード  
 弁護士会員証  司法書士会員(補助者)証  
 行政書士会員(補助者)証  宅地建物取引士証  
 その他( )  
●2点で本人確認が完了するもの(A+AかA+B)  
A 健康保険証  介護保険証  年金証書  
B 従業員証  診察券  通帳  
 その他( )

【交付資格確認】  
●所有者本人  
 所有者本人  
●相続人  
 同一住所同一名字  遺産分割協議書  
 相続人代表者  法定相続情報  納税通知書  
 戸籍謄本( 年 月 日死亡 続柄[ ] )  
 宛名照会・住民記録( 年 月 日死亡 続柄[ ] )  
 その他( )  
●所有者本人以外(代理人)  
 同一住所同一名字  委任状  
 法人代表者印  競売申立書  媒介契約書  
 賃貸借契約書  代金納付期限通知書  
 その他( )

1. 窓口で申請される方は来庁日の日付を、郵送で申請される方は申請書記入日の日付を記入してください。

1. 申請者が法人の場合、住所は法人もしくは申請される個人の住所どちらかを記入してください。  
2. 申請者が法人の場合、氏名は原則法人及び申請される個人の両方を記入してください。  
3. 電話番号は固定電話でも携帯電話でもつながる番号であれば構いません。  
4. 申請者が法人の場合、生年月日は申請される個人の生年月日を記入してください。

1. 申請者と証明・閲覧の対象となる所有者が同じ場合、「申請者と同じ」に☑していただければ、住所や所有者名の記入は不要です。  
2. 所有者が被相続人の場合、被相続人のお名前と最終住所を記入してください。  
3. 所有者が単独名義及び共有名義の両方所有されている場合、単独名義を記入してください。  
4. 所有者が共有名義のみ場合、全員の名前もしくは草加花子他〇名のように記入してください。  
5. 所有者が法人の場合①この固定資産証明等交付申請書に法人代表者印を押印するか  
②委任状に法人代表者印を押印してください。  
なお、個人の場合、固定資産証明等交付申請書に押印は不要です。

1. 全部と一部の違いについて  
全部とは、草加花子(所有者)の市内所有の土地や家屋について、全て発行希望の方です。  
一部とは、草加花子(所有者)の市内所有の土地や家屋のうち、一部のみ発行希望の方です。  
(例:草加市の高砂と氷川町に土地や家屋を持っており、そのうち高砂が今回必要な場合など)  
なお、全部の場合、地番や家屋番号の記載は省略可能です。  
2. 地番は住所と異なる場合があります。地番や家屋番号は毎年5月ごろ発送の納税通知書の中の課税明細書に記載されています。なお、地番や家屋番号が分からない場合は空欄でも構いませんが、特定に時間がかかる場合や、特定できない場合があります。

1. 必要な証明・閲覧の年度について  
毎年、4月1日に最新年度の証明書・閲覧が可能となるため(地番図閲覧を除く)、  
例えば、申請日が令和6年3月1日の場合、令和5年度が最新年度、  
令和6年4月1日の場合、令和6年度が最新年度になります。  
2. 証明・閲覧を必要とする理由について  
理由が複数存在する場合は、その全てに☑してください。  
3. 通数について  
土地や家屋を複数所有しており、それぞれ1通ずつ必要な場合、通数は各1通になります。  
まったく同じ地番の土地や家屋が2通必要な場合、通数は各2通になります。

**職員記入欄**